

6 人材確保に関連した兵庫県の支援制度 兵庫県福祉部高齢政策課

兵庫県の人材確保支援について

～介護人材の確保・質の向上、介護現場の生産性向上～

1 外国人介護人材の受入・定着促進

- ・ 公民連携による特定技能外国人介護人材確保事業

2 高齢者・女性等地域住民の参入促進

- ・ ひょうごケア・アシスタント推進事業

3 若年層の参入促進

- ・ 社会福祉法人等奨学金返済支援事業
- ・ 地方部における就職支援促進事業

4 訪問介護の提供体制・確保支援

- ・ 訪問介護人材等確保対策事業

5 介護職員のキャリアアップ

- ・ 地方部における介護職員キャリアアップ研修の開講支援事業
- ・ 介護職員キャリアアップ研修に関する代替職員の確保事業

6 介護ロボット・ICT機器の導入支援

- ・ 介護業務における労働環境改善支援事業及び業務効率化支援事業

Hyogo Prefecture

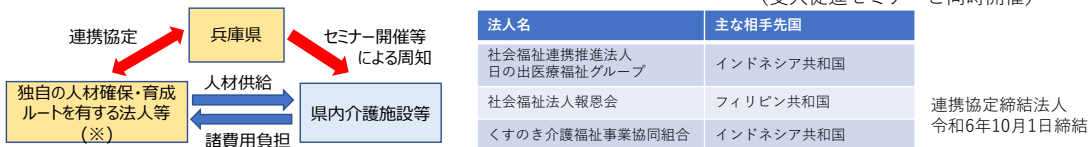
1 外国人介護人材の受入・定着促進

○公民連携による外国人介護人材の活躍に向けた取組に関する連携協定

特定技能1号（介護）外国人の確保・育成に独自ルートで先駆的に取り組む県内社会福祉法人等と協定を締結し、県内介護施設等における質の高い外国人材を確保

< 県の取組 > ・ 県内社会福祉法人等との連携協定締結

- ・ 県内事業者等に連携協定を広く周知し、マッチングを後押しするセミナーを開催
(受入促進セミナーと同時開催)



受入から定着までの体系的支援

受入促進

- ・ 外国人介護人材の受入を検討している事業者に対するセミナー開催
- ・ 公民連携による外国人介護人材の活躍に向けた取組に関する連携協定
- ・ 外国人留学生を対象とした介護福祉士養成校への進学説明会の開催支援
- ・ 「ひょうご外国人介護実習支援センター」による受入支援（監理団体、登録支援機関）

日常の支援

- ・ 受入施設職員を対象とした日本語教育の方法や効果的なOJT等の方法等の研修
- ・ 外国人介護職員向けの日本語文化講習会や、日本語研修及び介護の日本語・技術研修
- ・ 「ひょうご外国人介護実習支援センター」における仕事や日常生活の多様な相談への対応

定着支援

- ・ 介護福祉士の資格取得支援



(外国人介護人材への支援全般のページ)

2 高齢者・女性等地域住民の参入促進

○ひょうごケア・アシスタント制度の推進

介護保険施設や在宅介護サービス事業所において、地域住民に短期間の雇用機会を設けて、体に負担の少ない介護の周辺業務等に従事してもらう制度。

周辺業務等を担うスタッフの導入を促進することで、介護現場に多様な人材の参入を促進するとともに、介護職員の負担の軽減及びケアの質の向上を目指す。

施設等の業務全般

介護周辺業務/身体介護(補助)業務

「ひょうごケア・アシスタント」が担当



ひょうごケア・アシスタント業務内容(一例)

- 介護周辺業務
 - 部屋の清掃・食事の片付け・シーツの交換
 - 利用者の話相手 など
- 身体介護(補助)業務
 - 排泄・入浴・食事介助・有資格者(資格取得見込者)

専門的な介護業務

「介護職員」が担当



介護職員の業務内容

- 入浴介助
- 排泄介助
- 記録作成 など

介護を知る



介護で働く

【募集時期】

- ・参加施設・事業所募集：4月～(予定)
- ・参加者募集：5月～(予定)



(ひょうごケア・アシスタントのページ)

3 若年層の参入促進

○社会福祉法人等奨学金返済支援事業

県内の社会福祉法人等が運営する介護サービス事業所・施設等における若手職員の人材確保と定着を促進するため、奨学金返済支援制度を有する社会福祉法人等および職員に対し、その負担額の一部を補助することにより、介護職員の資格取得の促進と職員定着の促進を図る。

区分	内容
補助対象	①主たる事業所が県内にある社会福祉法人等 ②京都府就労・奨学金返済一体型支援事業実施法人の県内事業所
対象職員	①正職員である者 ②学生支援機構の奨学金を受給し、返済義務のある者 ④県内事業所に勤務する者 ⑤40歳未満の者(当該補助申請の年度末時点で39歳以下の者) ⑥社会福祉事業もしくは介護保険事業に従事する者(間接待遇職員を含む)
補助期間	支援対象者1人につき、最大17年間 ただし、ワーク・ライフ・バランスなど県の顕彰制度において一定水準を満たした法人によって補助期間は異なる。 〔顕彰等なし：5年、登録・宣言：10年、認定・表彰：17年〕
補助金額	①支援対象者1人あたりの年間返済額の2/3を補助 ②補助上限 年12万円(法人6万円、職員6万円) 法人向け：法人の職員への支出額1/2。ただし、対象となる職員1人あたりの年間返済額の3分の1または6万円のいずれか低い額を上限とする。 職員向け：年間返済額から法人の補助額を差し引いた額。ただし、対象となる職員1人あたりの年間返済額の3分の1または法人向け補助額または6万円のいずれか低い額を上限とする。



社会福祉法人等奨学金返済支援事業
ホームページ

3 若年層の参入促進

○地方部における就職支援促進事業（北播磨・西播磨・但馬・丹波・淡路地域）

地方部に所在する施設や事業所の赴任旅費制度の普及を促進し、人材確保・定着を支援するため、地域外からの新規就職者の採用に伴い、介護サービス事業所等を経営・管理する福祉施設等運営法人が負担する赴任旅費支給額の一部を補助。

	事業概要
補助対象者	北播磨・西播磨・但馬・丹波・淡路地域に所在する介護サービス事業所等を経営・管理し、かつ転居に伴う費用の支援制度（赴任旅費等）を有する（または新設する）社会福祉法人等。
補助対象経費	地域外から新たに正規職員（長期職場体験者を含む）を採用した際に負担する赴任旅費等に係る経費。 ※ただし、正規職員は2月末日に在籍している者を対象とする。
補助額	法人負担額の2分の1 （1人あたり補助基準額336,000円、補助上限額168,000円）

【募集時期】

- ・一次募集：6月（予定）
- ・二次募集：8月（予定）



（地方部における就職支援促進事業のページ）

4 訪問介護の提供体制・確保支援

○訪問介護人材等確保対策事業

特に人材確保が困難になっている訪問介護員（ホームヘルパー）の定着支援のため、補助メニューをパッケージ化して支援

<支援対象経費> ※赤字はR7拡充事業

- ・初任者訪問介護員に対するOJT研修費用
- ・ホームヘルパーとして働くために受講が必要な介護職員初任者研修や、介護福祉士資格取得のための実務者研修等に関する受講経費
- ・初任者研修・実務者研修等を受講する際に必要となる代替職員の確保に要する経費
- ・**経営改善の専門家の活用等に要する経費**
- ・**ホームページの改修など介護人材や利用者の確保のための広報に要する経費**

【募集時期】

- ・一次募集：6月（予定）
- ・二次募集：8月（予定）



（訪問介護人材等確保対策事業のページ）

5 介護職員のキャリアアップ

○介護職員キャリアアップ研修に関する代替職員の確保事業

介護施設・事業所の職員が介護職員初任者研修や実務者研修等を受講するにあたり、代替職員を確保した場合の経費を支援

※ R6年度から、直接雇用に加えて、派遣職員も支援対象に追加

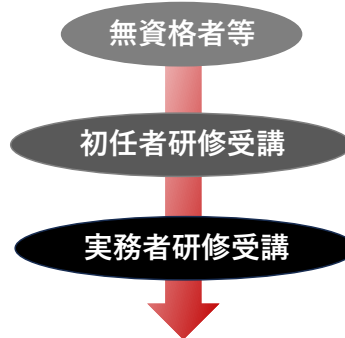


代替職員の確保事業
ホームページ

○地方部における介護職員キャリアアップ研修の開講支援事業

地方部における介護職員のキャリアアップを支援するため、実務者研修を開催する際の対象地域を拡充するとともに、新たに介護職員初任者研修の開催経費を支援

区分	対象地域	補助率	補助上限額
初任者研修	但馬、丹波、淡路	定額	348千円
	西播磨		279千円
	北播磨		271千円
実務者研修	但馬、丹波、淡路		420千円
	西播磨		318千円
	北播磨		307千円



[参考]・介護職員初任者研修：介護職員として働く上で基本となる知識・技術を習得
※ 訪問介護員(ヘルパー)として従事可能となる。

・実務者研修：介護福祉士となるための研修。基本から実践的な知識・技術を演習等で習得。

6 介護ロボット・ICT機器の導入支援

○介護業務における労働環境改善支援事業及び業務効率化支援事業

介護保険施設等における介護職員の負担軽減・業務効率化等を図るとともに、限られた介護人材で質の向上を図ることができるよう、生産性向上に資する介護ロボット・ICT等の導入経費を補助

●対象経費 i 介護ロボット(見守りセンサー、移乗リフト等)

※ R7～支援対象機器を追加

①食事・栄養管理支援、②機能訓練支援、③認知症生活支援・認知症ケア支援

ii 見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備(Wi-Fi等)

iii ICT機器(介護記録ソフト、タブレット、スマートフォン、インカム等)

●補助率 4/5 (引き続き補助率を引き上げ (R5まで：1/2(一定の要件を満たす場合3/4))

導入機器例



【見守りセンサー】



【装着型パワーアシスト】

※「介護ロボットの開発・普及の促進」(厚生労働省)(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000209634.htm>)を加工して作成



介護ロボット・ICT機器の導入支援
ホームページ